

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	政策推進課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 manma・東京都豊島区南大塚 3 丁目 3 6 番 7 号南大塚 T&T ビル 5 階
工事等の名称	まつどライフデザイン事業企画運營業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	企画運營業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 2 8 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	金 3, 7 4 0, 0 0 0 円
工事等の概要	少子化対策及び若者の市内定着の一環として、市内の若い世代（1 8 歳～3 9 歳の大学生や社会人）を対象とした、ライフデザインの形成を支援する事業
随意契約の理由	本事業は、若い世代が抱く結婚や子育てに対する不安を解消し、前向きな意識醸成を図るとともに、社会全体で結婚や子育てを応援する気運を醸成することにより、少子化対策及び若い世代の市内定着を推進することを目的とするものである。 本事業は、市内の若い世代を対象に、ライフデザインの形成を支援する事業を行うもので、具体的には、市内の若い世代の方が、子育て家庭に 1 日訪問する体験型プログラム「家族留学」と、市内の大学生等を対象とした「ライフデザインセミナー」の 2 つの事業を関連付けながら実施するものである。 上述の「家族留学」は、選定事業者である特定非営利活動法人 manma が企画・運営している独自のプログラムで、本市においては、令和 6 年度に、経済産業省が公募した「ライフステージを支えるサービス導入実証等事業」（キャリア形成に資するサービス導入環境の構築実証）に採択されており、令和 6 年 1 1 月から 2 か月間にわたり、本市を含む 3 自治体で実証事業を行っている。 令和 7 年度においては、実証事業の効果検証を踏まえながら、上述の「家族留学」を計 1 1 回、「ライフデ

	ザインセミナー」を計2回実施したところであり、今年度においても、更に発展的に事業を展開するものである。 上記の経緯に加え、同法人は、こども家庭庁が設置している「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」の構成員を務めるなど、ライフデザイン支援に関する知見を豊富に有している。 これらのことから、同法人は、本事業を実施できる唯一の業者である。 従って、本事業の性質及び目的が競争入札に適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、特定非営利活動法人 manma を相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。
--	--